

## 予報用語の改正に伴う一部用語の利用開始について

気象庁では、天気予報や気象情報、解説等で用いる予報用語を 4 月 1 日に改正しましたが、時間帯や地域に関する一部の用語についても利用を始めます。

気象庁では天気予報や気象情報、解説等で用いる「予報用語」を定めています。この予報用語については、平成 8 年以来約 10 年ぶりに全面的な見直しを行い、本年 4 月 1 日から改正した用語の利用を始めたところです。

このうち、時間帯や地域に関する一部の用語については、情報システムの変更を伴うことから、半年程度の準備期間を設けた上で利用を始めることとしておりました。今般、所要の準備が整ったことに伴い、時間帯や地域に関する一部の用語についても 10 月 4 日 10 時から（季節予報に関連した予報対象地域名については 9 月 25 日に発表する予報から）改正した用語の利用を始めることといたします。

今回利用を開始する用語（カッコ内は従来）

- ・「未明」（「午前 3 時ごろまで」）
- ・「朝」（「朝のうち」）
- ・「夜のはじめ頃」（「宵のうち」）
- ・「九州南部・奄美地方」（「九州南部地方」）
- ・「沖縄・奄美」（従来「南西諸島」としていた地域名のうち、種子島、屋久島地方を含まない場合に用いることとします）

本件に関する問い合わせ先

気象庁予報部予報課天気相談所  
電話(代)03-3212-8341 (内)4621